

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 氏名又は名称

フジイ ジュウタクセツヒ (カフ)
藤井住宅設備株式会社

住所

奈良県香芝市鎌田624-3

代表者氏名

フジイ
藤井
有

電話番号

印

FAX番号

TEL 0745-76-7781(代)

メールアドレス

FAX 0745-79-8488

fujii1@jupiter.ocn.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
6	桜井市 水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	
9	生駒市 水道事業管理者	
10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	
11	葛城市 水道事業管理者	
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
13	平群町 水道事業管理者	
14	三郷町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	
16	安堵町 水道事業管理者	
17	川西町 水道事業管理者	
18	三宅町 水道事業管理者	
19	田原本町 水道事業管理者	
20	高取町 水道事業管理者	
21	明日香村 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
22	上牧町 水道事業管理者	
23	王寺町 水道事業管理者	
24	広陵町 上下水道事業管理者	
25	河合町 水道事業管理者	
26	吉野町 水道事業管理者	
27	大淀町 上下水道事業管理者	
28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 氏名又は名称

藤井住宅設備株式会社

住 所

奈良県香芝市鎌田624-3

代表者 氏名

代表取締役 藤井 有



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
氏 フ リ ガ ナ 名	氏 フ リ ガ ナ 名
代表取締役 フジイ タモツ 藤井 有	
取締役 フジイ セツコ 藤井 勢津子	
取締役 フジイ タコ 藤井 孝子	
監査役 フジイ トオ 藤井 熱	
事 業 の 範 囲	管工事業 上下水道設備工事の施工
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	藤井住宅設備 株式会社
上記事業所の所在地	郵便番号 639-0227 住所 香芝市鎌田624-3 電話番号 0745-76-7781 FAX番号 0745-79-8488 メールアドレス fujii1@jupiter.ocn.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
藤井 有	第43754号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表

機械器具調書

平成 年月日現在

種別	名称	形式、性能	数量	備考
管、切断用金具	エンジンカッター	K1200、Mark	1台	
	金ノコ	市販品	5台	
	エンビカッター	MCC ϕ 13~ ϕ 20	5台	
管、加工用金具	パイプネジ切	REX N20A	1台	
		N50A	1台	
接合用器具	パイプレンチ	開巾250mm 開巾300mm 開巾350mm	4台 3台 2台	
	パイプ面取器	ϕ 13~ ϕ 25	3ヶ	
	配管工事一式 トーチランプ	市販品	1	
水圧テストポンプ	キョーワテストポンプ	T-50K-P	2台	

(注) 種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2 (水道法施行規則第18条及び第34条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 年 月 日

申請者

氏名又は名称

藤井住宅設備株式会社

住 所

奈良県香芝市鎌田624-3

代表者 氏名

代表取締役 藤井



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県香芝市鎌田624番地の3
藤井住宅設備株式会社

会社法人等番号	1500-01-013346		
商 号	藤井住宅設備株式会社		
本 店	奈良県香芝市鎌田624番地の3		
公告をする方法	官報に掲載してする		
会社成立の年月日	昭和61年10月18日		
目的	1. 上下水道設備工事の施工 2. 家庭用電気内線工事の施工 3. 净化槽設備及び同管理業務 4. 土木設備工事の施工 5. 家庭用電気器具及び水道用品の販売 6. 住宅用設備機器の販売 7. 上記に付帯関連する一切の業務		
発行可能株式総数	800株		
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株		
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 2日登記		
資本金の額	金1000万円		
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。		
役員に関する事項	<u>取締役</u> <u>取締役</u>	藤 井 有 藤 井 有	平成19年12月25日重任 平成19年12月28日登記 平成29年12月25日重任 平成29年12月25日登記

	<u>取締役</u> 藤井勢津子	平成19年12月25日重任 ----- 平成19年12月28日登記
	<u>取締役</u> 藤井勢津子	平成29年12月25日重任 ----- 平成29年12月25日登記
	<u>取締役</u> 藤井孝子	平成19年12月25日重任 ----- 平成19年12月28日登記
	<u>取締役</u> 藤井孝子	平成29年12月25日重任 ----- 平成29年12月25日登記
	<u>奈良県香芝市西真美二丁目2番地の19 代表取締役</u> 藤井有	平成19年12月25日重任 ----- 平成19年12月28日登記
	<u>奈良県香芝市西真美二丁目2番地の19 代表取締役</u> 藤井有	平成29年12月25日重任 ----- 平成29年12月25日登記
	<u>監査役</u> 藤井勲	平成19年12月25日重任 ----- 平成19年12月28日登記
	<u>監査役</u> 藤井勲	平成29年12月25日重任 ----- 平成29年12月25日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	----- 平成29年12月25日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月2日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月2日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成15年5月26日移記

奈良県香芝市鎌田 624 番地の 3
藤井住宅設備株式会社

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

平成 31 年 2 月 22 日
奈良地方法務局葛城支局
登記官

坂 本 公 德



藤井住宅設備株式会社

定 款

(現行定款)

藤井住宅設備株式会社定款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は、藤井住宅設備株式会社と称する。

(目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 上下水道設置工事の施工
2. 家庭用電気内線工事の施工
3. 净化槽設備及び同管理業務
4. 土木設備工事の施工
5. 家庭用電気器具及び水道用品の販売
6. 住宅用設備機器の販売
7. 上記に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を奈良県香芝市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告方法は、官報に掲載してする。

(機関の設置)

第 5 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、800株とする。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならぬ。

(株券の発行)

第 8 条 当会社の株式については、株券を発行する。

(株券の種類)

第 9 条 当会社の発行する株券は、1 株券、10 株券、50 株券、100 株券の 4 種類とする。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 10 条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 11 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第 12 条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

2 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による株券喪失登録申請書に署名又は記名押印し、これに必要書類を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第 13 条 前三条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 14 条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代

表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第 15 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(株主総会決議事項)

第 16 条 株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

(招集)

第 17 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第 18 条 株主総会を招集するには、株主総会の日の 1 週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第 19 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会において、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

- 第 20 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 21 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は 1 名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。
- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

- 第 22 条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

- 第 23 条 当会社の取締役は、3 名以上とする。

(選任及び解任の方法)

- 第 24 条 取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第 25 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 26 条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。
- 2 代表取締役のうち 1 名は取締役社長とし、当会社の業務を執行する。
 - 3 取締役会の決議により、取締役の中から取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。
 - 4 取締役会の決議により、前項に規定する者の中から業務執行取締役を選定することができる。

(取締役会の招集)

- 第 27 条 取締役会は取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わって招集する。
- 2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の 5 日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。
 - 3 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

- 第 28 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議等の省略)

- 第 29 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
- 2 取締役又は監査役が取締役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（ただし、会社法第 363 条第 2 項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

(取締役会議事録)

- 第 30 条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

- 第 31 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

(報酬等)

第 32 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け
る財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によ
って定める。

第 5 章 監査役

(監査役の権限の範囲)

第 33 条 当会社の監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限る。

(員数)

第 34 条 当会社の監査役は、2名以上とする。

(選任及び解任の方法)

第 35 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

2 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行う。

(任期)

第 36 条 監査役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第 37 条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 38 条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(剩余金の配当等)

第 39 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剩余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剩余金の配当を行うことができる。

(剩余金の配当の除斥期間)

第 40 条 剩余金の配当がその支払提供の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第 7 章 附 則

(定款に定めのない事項)

第 41 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上現行定款に相違ありません。

平成 31 年 2 月 22 日

(本 店) 奈良県香芝市鎌田 624 番地の 3
(商 号) 藤井住宅設備株式会社
代表取締役 藤 井 有



給水装置工事主任技術者証

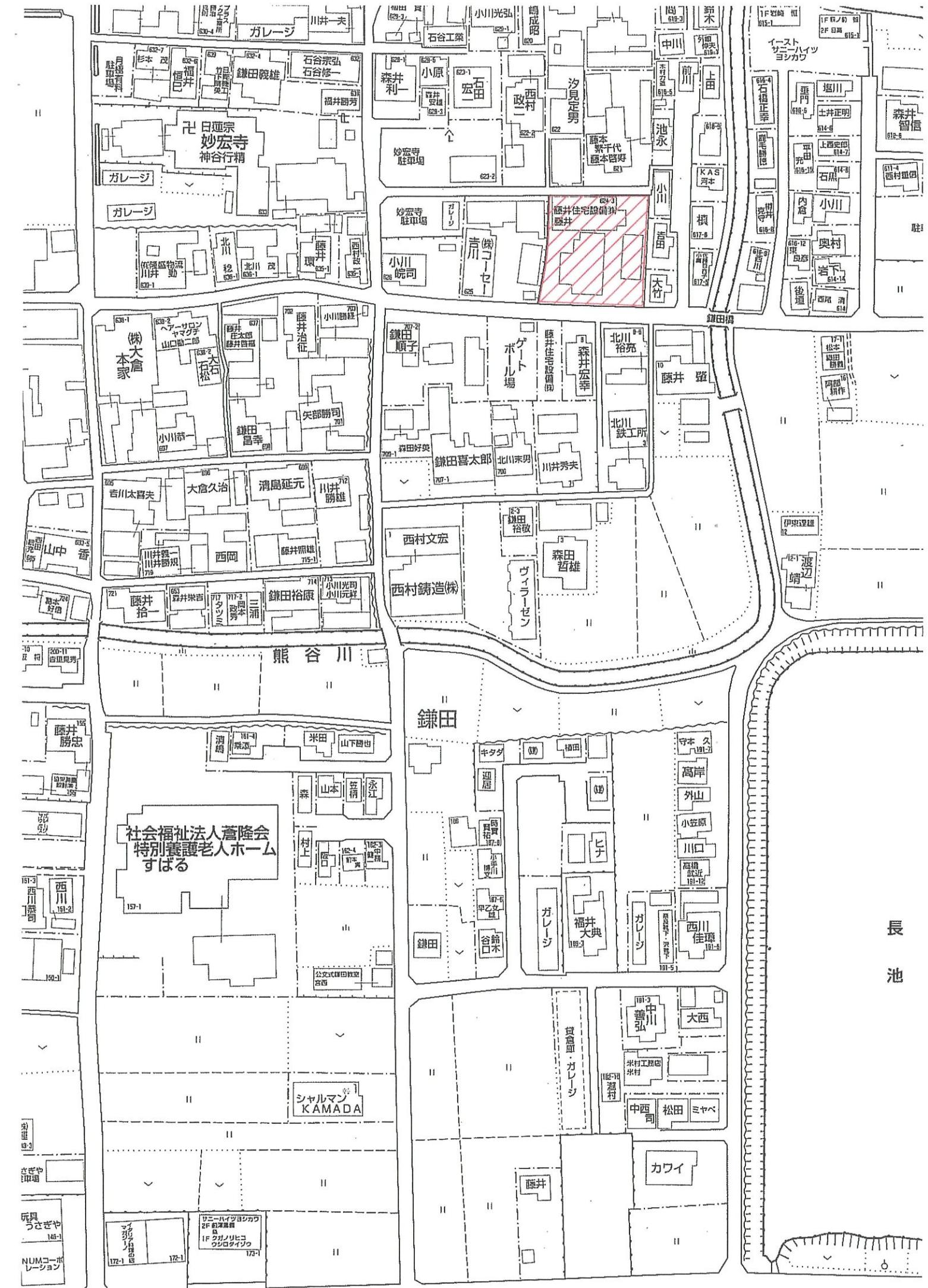


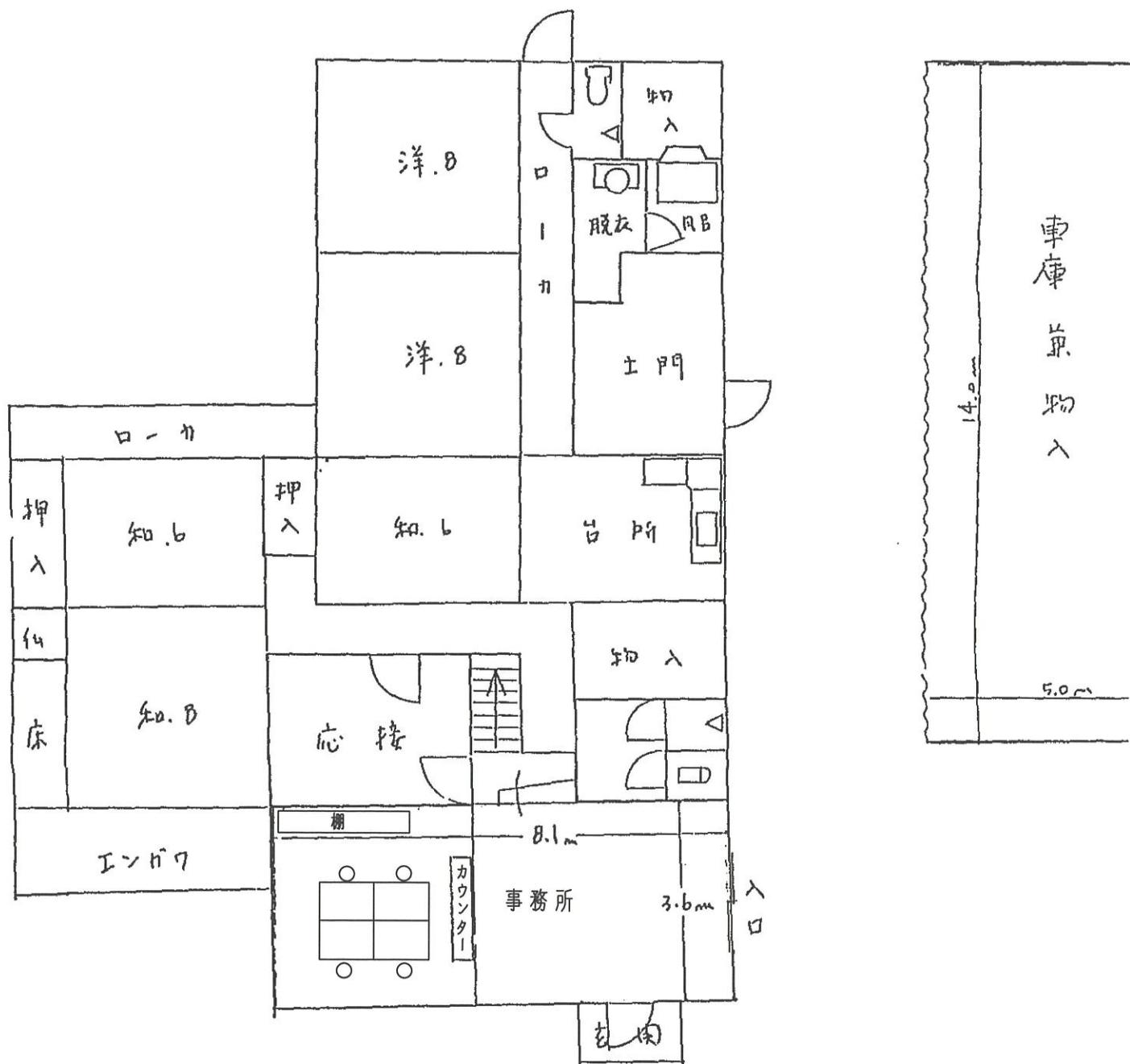
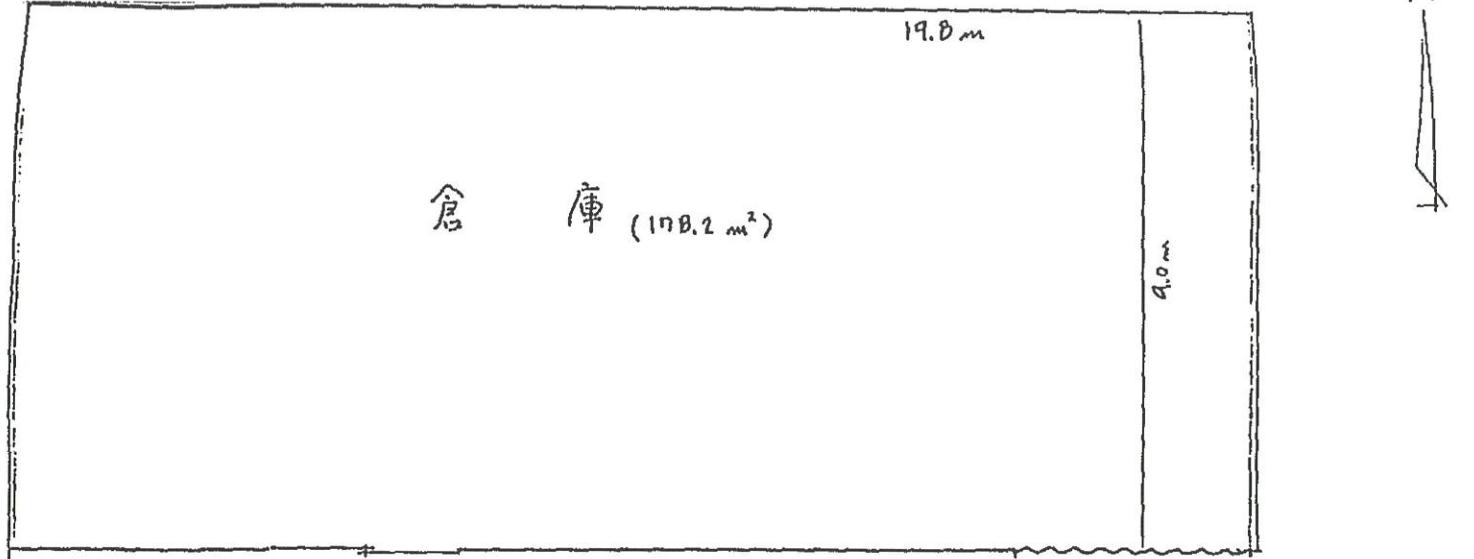
免状番号 第43754号
交付年月日 平成10年 6月23日
本籍 奈良県
フリガナ フシノイ タモツ
氏名 藤井 有
生年月日 昭和36年 2月24日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長



長池







倉庫写真



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 フリガナ
氏名又は名称

住所

代表者氏名

電話番号

FAX番号

メールアドレス fujii1@jupiter.ocn.ne.jp

フジイ シュウタクセツヒ(カバ)
藤井住宅設備株式会社

奈良県香芝市鎌田624-3

代表取締役 藤井 有

TEL 0745-76-7781(代)
FAX 0745-79-8488

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	✓

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

藤井住宅設備株式会社
届出者 奈良県香芝市鎌田624-3
代表取締役 藤井 有



選任の届出
解任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	藤井住宅設備 株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
藤井 有	第43754号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

給水装置工事主任技術者証



免状番号 第43754号
交付年月日 平成10年 6月23日
本籍 奈良県
フリガナ フジイ タモツ
氏名 藤井 有
生年月日 昭和36年 2月24日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長

